



諫早労働基準監督署

からのお知らせ

連絡先:安全衛生課

☎0957-26-3310

★労働衛生関係の法改正がされます

1 何が改正される？

歯科健診

(1) 常時50人未満の事業場で歯科健康診断の実施率が低いことから実施率の向上等を図るため、所轄労働基準監督署長への報告が必要になります。また、健診結果報告書の様式も変わります。

2 いつから改正？

(1) 令和4年10月1日施行

化学物質

(2) 化学物質にかかる規制が強化されます。

- ・ばく露される濃度の低減措置
- ・皮膚等への直接接触防止
- ・衛生委員会の付議事項の追加
- ・化学物質管理者の選任の義務化
- ・保護具着用管理責任者の選任の義務化 など

(2) 令和5年4月1日施行
令和6年4月1日施行

(SDS周知方法の柔軟化は令和4年5月31日施行)

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、
弗(ふつ)化水素、黄りんその他
歯又はその支持組織に有害な
物のガス、蒸気又は粉じんを
発散する場所



※根拠条文等
【安衛令第22条第3項】の業務

6月に1回定期に
歯科医師による
健康診断



※根拠条文等
【安衛則第48条】

従来の50人以上の事業場が提出する
定期健康診断結果報告書

様式第6号

対象労働者の歯科健診
を実施した全事業場が提出
する歯科健康診断結果
報告書

様式第6号の2



※根拠条文等
【改正安衛則第52条】

様式第6号の2（簡易な調査）（表裏）

有償な業務に係る歯科健康診断結果報告書

80304

0123456789

労働者 番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20										在籍労 働者	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20									
労働者 氏名	姓：令和 → 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20										労働者 番号	姓：令和 → 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20									
事業の 種類	(月～ 月分) (報告 回目)										事業の 名 称										
事業場の 所在地	郵便番号()										電 話	()									

保健診断実施 機関の名称	
保健診断実施 機関の所在地	

取次者有償労働者 業務内容	内容
項目	業務内容
労働安全衛生法施行令第25条第1項に掲げる業務に従事する労働者数	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20
受診労働者数	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20
所見のあった要の人数	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

氏 名	
所属機関の名称	
及び所在地	

年 月 日

事業所機長名

労働基準監督署長

受付印

化学物質改正（抜粋）



改正の趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。さらに、化学物質による休業4日以上
の労働災害のうち、特定化学物質
障害予防規則等の特別則の規制
対象となっていない物質を起因と
するものが約8割を占めています。



これらを踏まえ、従来、特別則による規制の対象となっていない物質への対策強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入しました。



令和4年5月31日施行

SDS等による通知方法の柔軟化

SDS情報の通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用できます。
この改正は、通知方法の柔軟化を行うもので、従来の方法でも問題ありません。

従 来

- 
- ① どういう形で渡しましょうか？
 - ② 文書でお願いします。
 - ③ 文書の通知

改正後

- 
- ① メールで送ります。
- OK**

※なお、電子メールの送信により通知する場合は、送信先の電子メールアドレスを事前に確認する等により確実に相手方に通知できるよう配慮すべきであるとされています。

※根拠条文等
【改正安衛則第24条の15第1項及び第2項、第34条の2の3関係】

改正後

事前に相手方の承諾を得ずに、以下の方法で通知が可能

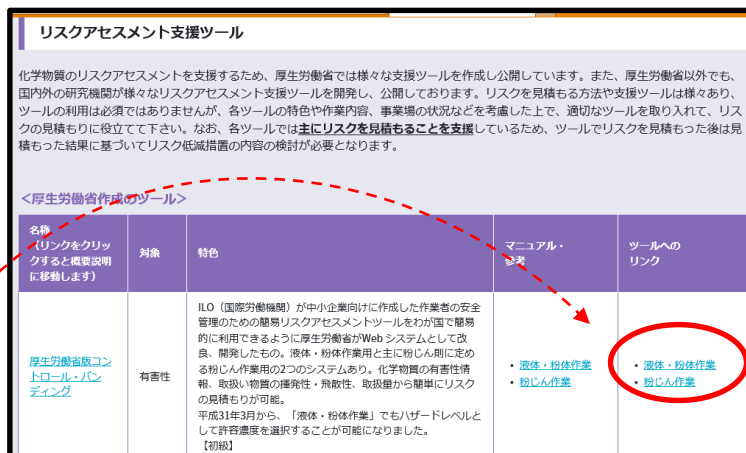
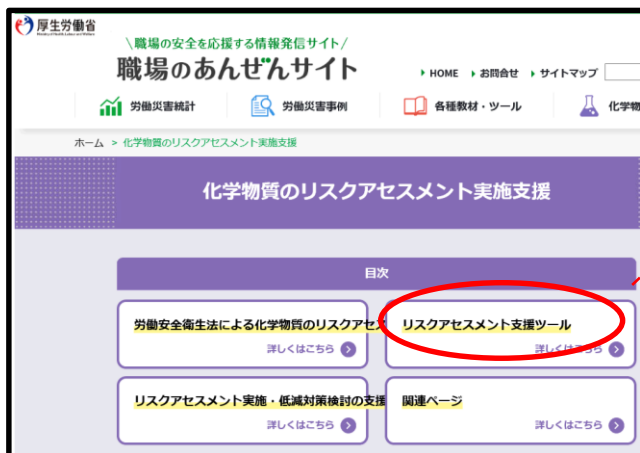
- ・ 文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
- ・ FAX送信、電子メール送信
- ・ 通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める



令和5年4月1日施行

労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

◆化学物質リスクアセスメントを実施【改正安衛法第57条の3】



まずはここで
有害性等を認識！

リスクレベル
を確認！



◆労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、以下の方法等で最小限度にしなければなりません。 ※根拠条文等【改正安衛則第577条の2】

- 1 危険有害性が低い代替物に変更する
- 2 発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置し、稼働する
- 3 作業の方法を改善する
- 4 有効な呼吸用保護具を使用する

左図の1→4の
順に対策を検討
しましょう



上記に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存しなければなりません。

ただし、がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質）は30年間保存です。

※根拠条文等【改正安衛則第577条の2】

リスクアセスメント対象物以外の物質もリスクアセスメント対象物と同様に、労働者がばく露される程度を最小限度にするように努めなければなりません。 ※根拠条文等【改正安衛則第577条の3】

令和6年4月1日施行

化学物質管理者の選任が必要となります
(業種・規模要件なし)


リスクアセスメント対象物の
製造事業場は専門的な
講習の修了者から選任

リスクアセスメント対象物の
製造事業場**以外**の事業場は
資格要件はありません
(専門的な講習の受講を推奨)

	科 目	時間
学 科 教 育	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2 時間 3 0 分
	化学物質の危険性又は有害性等の調査	3 時間
	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	2 時間
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	3 0 分
	関係法令	1 時間
実 習	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	3 時間

職務内容

- ・ ラベル・SDS等の確認
- ・ 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- ・ リスクアセスメント結果に基づく**ばく露防止措置の選択**、実施の管理
- ・ 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
- ・ 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育
- ・ ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- ・ リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

保護具着用管理責任者の選任の義務化

化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具の管理に関わる業務を担当させる必要があります。

※根拠条文等【改正安衛則第12条の6】

保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者から選任(以下の者が含まれます)

- ※化学物質管理専門家
- ※作業環境管理専門家
- ※労働衛生コンサルタント試験合格者
- ※第1種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ※作業主任者(特化、鉛、四鉛、有機)
- ※都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を終了した者



〈上記以外の新たな化学物質規制については
右のQRコードからリーフレットを参照ください。〉 →

